

船舶インシデント調査報告書

平成29年4月6日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）
委員 小須田 敏
委員 根 本 美 奈

インシデント種類	安全障害
発生日時	平成28年5月11日 15時51分ごろ
発生場所	北海道利尻町仙法志漁港南西方沖 仙法志埼灯台から真方位236° 7.6海里（M）付近 （概位 北緯45° 01.6′ 東経141° 05.3′）
インシデントの概要	漁船第八政運丸は、帰航中、波が打ち込み、運航不能となった。 第八政運丸は、機関等に濡損を生じた。
インシデント調査の経過	平成28年5月17日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八政運丸、17トン HK2-22597（漁船登録番号）、個人所有 17.20m（Lr）×4.62m×1.18m、軽合金 ディーゼル機関、589kW（動力漁船登録票による）、平成7年 12月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年12月21日 免許証交付日 平成27年8月6日 （平成32年10月25日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	機関等に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東～東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1.5～3.0m、水温 約7℃ 北海道西方海上に海上風警報及び海上濃霧警報が、宗谷海峡に海上強風警報が、それぞれ発表されていた。また、利尻町を含む利尻及び礼文には、5月11日04時41分に強風注意報が、10時20分に波浪注意報がそれぞれ発表され、本インシデント当時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、仙法志漁港南西方沖9.5M付近の漁場でほっけ巻き網漁を終え、平成28年5月11日15時35分ごろ同漁港へ向けて同漁場を発進し、約7ノットの対地速力で北東

	<p>進した。</p> <p>船長は、操舵室の屋根の上に設けられた風防付きの操縦席で手動操舵により操船に当たり、正午ごろから吹き始めた北東風が更に強くなったので、減速して航行していたところ、右舷前方50m付近に波高約3mの波を認めた。</p> <p>本船は、船長が、これぐらいの波を受けても航行に支障ないものと思い、少し減速して航行を続けたところ、右舷前方から受けた波が舷縁を越えて甲板上に打ち込み、その衝撃で船首楼甲板の倉庫の蓋が外れるとともに同倉庫内に浸水して右舷側に傾斜し、再度、同方向から同じ波高の波を受け、右舷側への傾斜が増大した。</p> <p>船長は、舷縁を越えて打ち込んだ海水が前部甲板に滞留し、右舷側に傾斜した状態の船体を右回頭で立て直そうと思い、右舵を取ったものの右舷側への傾斜が戻らず、船首が波に突っ込む状況となり、舷縁を越えて連続して波が打ち込むようになったので、15時51分ごろ、航行を断念して機関を中立運転とし、携帯電話で所属する漁業協同組合へ救助を要請した。</p> <p>本船の乗組員全員は、来援した僚船に移乗して仙法志漁港に戻った。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視船にえい航されて仙法志漁港に向かう途中で転覆し、クレーン船で起こされた後、別の僚船にえい航されて同漁港に戻り、機関等に濡損が確認された。</p> <p>(付図1 インシデント発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本インシデント発生当時、前部甲板の魚倉内に漁獲物約18tを積載し、船首側が下がった船首トリムの状態であった。</p> <p>本船は、本インシデント発生当時、右舷側及び後部甲板上に網を積載し、左舷側の燃料タンクに約200～300ℓの燃料を積載していたが、右舷側の同タンクは空の状態であった。</p> <p>本船は、本インシデント発生当時、甲板室の出入口扉及び魚倉の開口部を全て閉鎖していた。</p> <p>本船の乗組員全員は、出航時から救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、出航前及び操業中に携帯電話で気象情報を入手し、波が高くなることを予想していたので、ふだんよりも早めに操業を切り上げていた。</p> <p>船長は、本船では排水口が前部甲板の後端より後方に配置されており、本インシデント当時には船首トリムの状態であったので、打ち込んだ海水が同甲板に滞留して更に船首部が沈下したと本インシデント後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p>	<p>あり</p> <p>あり</p>

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、船首トリムの状態で仙法志漁港南西方沖を同漁港へ向けて北東進中、右舷前方から舷縁を越えて繰り返し波が打ち込み、前部甲板に海水が滞留したことから、船首部の沈下及び右舷側への傾斜が増大し、舷縁を越えて連続して波が打ち込んで航行不能となり安全が阻害されたものと考えられる。</p> <p>本船は、右舷前方から打ち込んだ最初の波で船首楼甲板の倉庫の蓋が外れるとともに右舷側に傾斜し、次の波の打ち込みで同倉庫内に海水が浸入したことから、右舷側への傾斜が増大した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、船首トリムの状態で仙法志漁港南西方沖を同漁港へ向けて北東進中、右舷前方から舷縁を越えて繰り返し波が打ち込み、前部甲板に海水が滞留したため、船首部の沈下及び右舷側への傾斜が増大し、舷縁を越えて連続して波が打ち込んで航行不能となったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予報を十分に把握し、荒天が予想される場合は出航を控えることが望ましい。

付図1 インシデント発生場所概略図

